

2025年3月31日

お取引先様各位

株式会社ハウスジーマン  
審査部

## 各種証明書等への押印廃止のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省令第111号）」（2024年12月27日公布、2025年4月1日施行）により、住宅性能評価書、長期使用構造等確認書、省エネ適合性判定通知書等（以下「各種証明書等」）への押印が不要となります。

つきましては、弊社では下記のとおり各種証明書等への押印を行わない様式に変更することといたします。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. 変更日 2025年4月1日以降に交付する各種証明書等より
2. 押印廃止とする各種証明書等
  - ・設計住宅性能評価書
  - ・建設住宅性能評価書
  - ・長期使用構造等確認書
  - ・省エネ適合性判定通知書
  - ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
  - ・性能向上計画認定に係る技術的審査適合証
3. 本件に関するお問合せ先
  - 審査部 審査室 TEL：03-5408-8496（本社）
  - TEL：092-433-2868（西日本支店）

以上